

# いじめの早期対応ハンドブック ①

## このハンドブックについて

このハンドブックは、動画資料の要旨及び補足資料になります。研修を振り返りたいときや、より詳しく知りたいときなどに御活用ください。



## 1 いじめをどう捉えるのか

### いじめは、どの子どもにも起こり得る

「仲間はずれ・無視・陰口」の経験回数の割合

「仲間はずれ、無視、陰口などの暴力を伴わないいじめ」

○された経験がある・・・91%

○した経験がある・・・85%

国立教育政策研究所 いじめ追跡調査2016-2018 2021

### どの子どもも加害者にも被害者にもなり得る

東京都の小学4年生から高校3年生 約1万人に対する調査

いじめた経験・いじめられた経験 どちらも経験している児童生徒 ... 約47%

「いじめ問題に関する研究(2年次)東京都教職員研修センター紀要第13号 平成25年度

↓  
どの子どもも、  
加害者にも、被害者にもなり得る

### いじめの定義

いじめとは何か

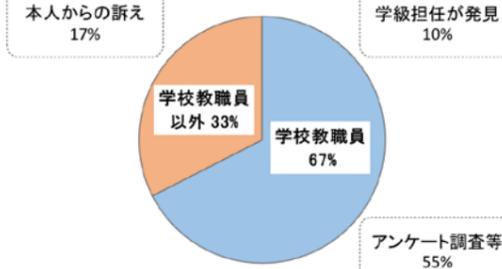
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」平成25年

↓  
児童生徒の感じる心身の苦痛に着目することが必要

### いじめの早期発見のために

いじめ発見のきっかけ



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」令和2年度

### 早期対応の重要性

早期発見・早期対応

早期発見で大切なこと

・ささいな変化・行為に対して気付く

早期対応で大切なこと

・気付いた変化・行為を複数の教職員で確認し、対応する

いじめに関する調査データに基づいた「いじめの実態」から考えていきましょう。国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センターが実施したいじめ追跡調査を見ると、2016年度に小学校4年生であった児童で、仲間はずれ、無視、陰口など、暴力を伴わないいじめを、した、された経験がある児童生徒は、それぞれおよそ9割でした。この結果から、暴力を伴わないいじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ると言えます。

東京都教職員研修センターの「いじめ問題に関する研究報告書」において、東京都の小学校4年生から高校3年生までの約1万人に対して行った調査結果を見ると、約47%の子どもが、「いじめた経験」「いじめられた経験」のどちらも経験していると回答しています。この調査結果から、いじめは、どの子どもも加害者にも被害者にもなり得ることがわかります。いじめは、特定の気になる子どもに起こるものだという思い込みを持たないようにしましょう。

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法」第2条に上記のように示されています。この定義のポイントは、児童生徒の立場になって、子どもが感じる心身の苦痛といった被害性に着目している点にあります。教師から見るとささいに思えることでも、子どもによって感じ方は様々です。大きな心の傷になることも考えられます。いじめに苦しむ子どもを漏らさず救い、組織的対応につなげるための定義と捉えることができます。

文部科学省の調査結果によると、一番に多いいじめ発見のきっかけは、「アンケート調査」となっており、早期に発見する手立てとして有効であることがわかります。また、「学級担任が発見」が10%あり、且頃から児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが有効な発見のきっかけとなることがわかります。愛媛県教育委員会人権教育課が作成したチェックリストを活用することなども早期発見に役立ちます。

早期発見で大切なことは、私たちが子どものささいな変化や行為に気付くことです。また、早期対応で大切なことは、その気づきを、すぐに複数の教員で確認し、対応することです。そのために私たちが共通理解しておかなければならないことは、気付いた変化、行為は、すぐに組織に報告するということです。いじめの捉え方について、教職員全員が共通理解を持ち、子どものささいな変化や行為に対しても、早期に組織的に対応することが必要です。

**DATA**

暴力を伴わないいじめの経験率

国立教育政策研究所「いじめ追跡調査 2016-2018」2021

**DATA**

いじめた経験・いじめられた経験の有無

いじめた経験	いじめられた経験			合計人数
	ある	なし	無回答	
ある	4391 (46.9)	983 (10.5)	21 (0.2)	5395 (57.6)
なし	1790 (19.1)	2125 (22.7)	7 (0.1)	3922 (41.9)
無回答	14 (0.2)	7 (0.1)	22 (0.2)	43 (0.5)
合計人数	6195 (66.2)	3115 (33.3)	50 (0.5)	9360 (100.0)

東京都教職員研修センター「いじめ問題に関する研究報告書」2014

**資料**

いじめに関する法律・基本方針等

- いじめ防止対策推進法
- いじめの防止等のための基本的な方針
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- 不登校重大事態に係る調査の指針
- 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)

**資料**

愛媛県教育委員会人権教育課  
いじめ発見のチェックポイント (一部抜粋)

注意しておきたい児童のサインです。気になる児童はいませんか。

<朝の会>

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 登校時表情がさえず、うつむきがちな。
- 健康観察の時、声が小さく元気がない。

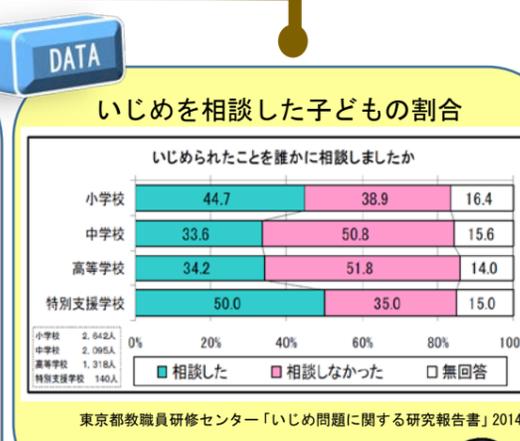
<授業中>

- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 急に忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が乱れている。
- 周囲の児童に冷やかしやうなざりが見られる。
- 頭痛・腹痛を訴え、保健室に行きだがる。
- グループ活動において孤立しがちである。
- テストの成績が急に下がりはじめ。
- 一人遅れて入室することがある。
- ふざけた質問や答えをする。テストを白紙で出す。

<休み時間>

- 教室や廊下に一人であることが多い。
- 今まで一緒だった友達やグループから離れている。
- 用もないのに職員室や保健室に来る。
- 友達と一緒にいる時も表情が暗い。おどおどした様子である。
- そばを通る児童がうけに避けて通る。ちょっかいをかける。

※全てを見たい場合は、愛媛県教育委員会人権教育課HPを参照



**資料**

いじめ問題に関する理解を深める資料 ※資料は各ホームページからダウンロードできます。

<文部科学省>

- いじめ対策に係る事例集
- いじめ問題に対する取組事例集
- 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集

<国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導センター>

- 「生徒指導リーフ」シリーズ
- 「生徒指導リーフ増刊号」シリーズ
- 生徒指導支援資料1～7



## 2 児童生徒、保護者からのいじめに関する相談にどう対応すればよいか

Q 傾聴が大切だと聞きましたが、ただ聞くだけでいいのですか？



### A 聞くだけでは不十分！

相談は、「聞く」ことから始まりますが、ただ「聞く」だけでは不十分です。質問をするなど、相談者を理解しようと意識して「聴く」ことが必要です。**（傾聴）**傾聴の際のポイントは、以下のとおりです。

#### ポイント1 相談者に合わせた話し方

相談にやってくる子どもは、  
話す姿勢に元気がない  
視線が定まらない  
心の状態（気持ち）が不安定など

→ 沈黙

教育相談にやってくる子どもは、抱える問題も多様であり、心の状態も様々です。特に、いじめについての相談では、うまく自分の思いを言葉にできず、沈黙の時間が長くなるときのあります。しかし、この沈黙の時間に相談者は自分の気持ちや話す内容を整理しています。ですから、沈黙の時間を大切に、相談者の話すペースに合わせる必要があります。

#### ポイント2 相談者の立場を想像

- 相談者が体験したこと
- 相談者の思い

→ 共感的理解

相談者が体験したことや話の裏側にある思い、今まで頑張ってきた姿を想像しながら聴くことが大切です。これを「共感的理解」と呼びます。

#### ポイント3 受容の態度を伝える

- うなずき（肯定的意思）
- 頑張りを認める言葉掛け
- 相談内容の繰り返し

相談者が話す内容にうなずいたり、「今まで辛い思いに耐えてきたんですね。」などの頑張りを認める言葉掛けをしたりする受容の態度は、相談者の心を開きやすくさせます。

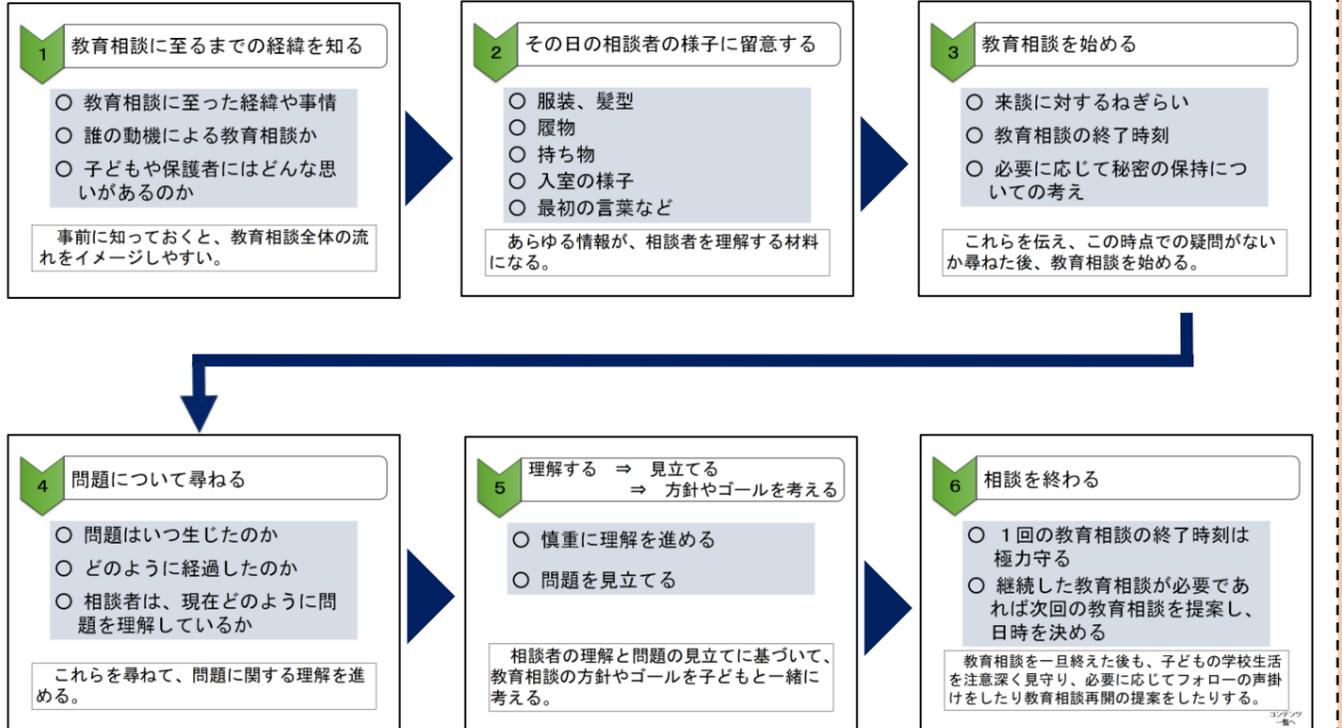
### 資料

## 「やってみなかね 教育相談」

愛媛県総合教育センター教育相談室が作成した教育相談に関する研修資料です。「やってみなかね 教育相談」は、教育センターのホームページからダウンロードできます。

### 教育相談の流れ

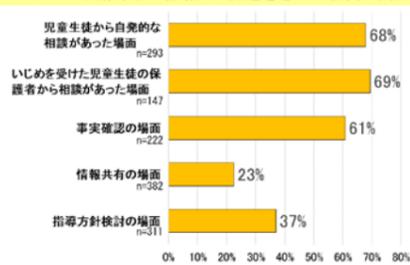
教育相談は、一般的に下に示しているような流れで行います。それぞれの場面のポイントを確認しましょう。



### DATA

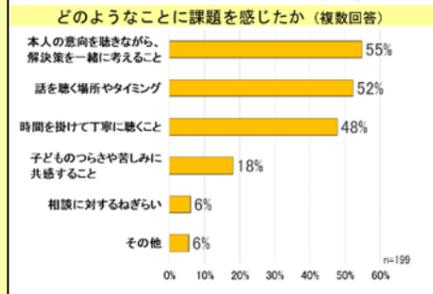
#### いじめの早期対応に関するアンケート調査（愛媛県総合教育センター 教育相談室 R3）

##### いじめの早期対応の各場面で課題を感じた教員の割合



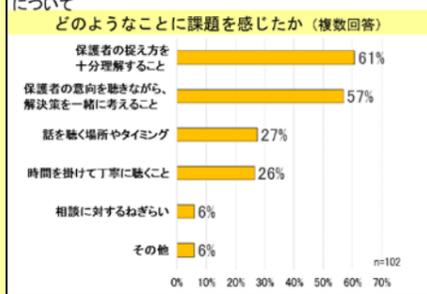
(資料1)

##### 「児童生徒から自発的な相談があった場面」について



(資料2)

##### 「いじめを受けた児童生徒の保護者から相談があった場面」について

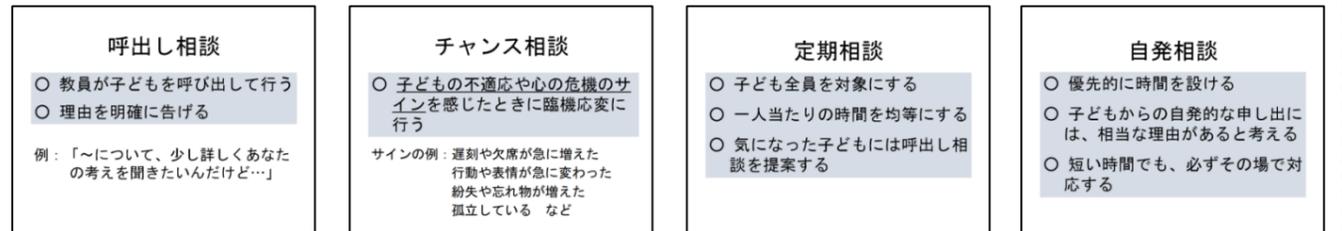


(資料3)

令和3年度に愛媛県総合教育センター教育相談室が行った「いじめの早期対応に関するアンケート調査」を見ると、本室が設定したいじめの早期対応の五つの場面のうち、教員が課題を感じた割合が高かったのは、児童生徒からの自発的な相談場面といじめを受けた児童生徒の保護者からの相談場面でした（資料1）。また、この二つの場面において、教員が課題と感じた内容の上位項目に注目すると、児童生徒から話を聴く場所やタイミング、保護者のいじめの捉え方を十分理解すること、また、共通事項として本人や保護者の意向を聴きながら解決策と一緒に考えることが挙げられました（資料2、3）。これらの結果から、児童生徒、保護者の考えを丁寧に聴き、相手の気持ちに寄り添う教育相談のスキルに課題があると考えられます。

### 教育相談のタイミング

教育相談のタイミングは、教師が作るのが基本です。相談のタイミングは、四つに分かれます。



愛媛県総合教育センター 教育相談室  
TEL 089-963-3986

※子どもとその保護者及び教職員を対象に、教育に関する相談・支援を行っています。